第 20 回日中業務交流
業　務　交　流　II
平成 12 年 11 月 15 日

国立国会図書館における電子図書館の構築

国立国会図書館
電子図書館推進室長
中井万知子

はじめに

今回の日中業務交流において、現在当館が進めている電子図書館の構築計画について報告することを光栄に存じます。ここでは、まず、当館の今までの電子図書館に関する取り組みをご紹介し、ついで、平成 14 年度、国立国会図書館関西館開館時点における電子図書館サービスの実施をめざして、今後進めていく計画について説明します。

1　国立国会図書館と電子図書館

電子図書館サービスとは、図書館が、所蔵資料の電子化、あるいは電子出版物の収集などさまざまな方法で蓄積した電子情報を、図書館という建物の中に限定されず、情報回線を介して提供する新たな形態の図書館サービスです。また、インターネット上にある膨大な情報資源の中で、利用者が求める情報にアクセスできるように案内する手段を構築することもその機能の一つと言えます。

国立国会図書館では、「電子図書館」の機能によって、国会に対するサービス、行政、司法に対するサービス、国民に対するサービス、また、国内、国外への図書館に対する協力支援を使命とする国の図書館としての役割をより発展的に果たすことができるとの考えから、その推進に取り組んで参りました。

2　現在までの取り組み

最初の取り組みは、1994 年から、情報処理振興事業協会（IPA）との協力事業として開始した「パイロット電子図書館プロジェクト」でした。このプロジェクトによって、現在「国立国会図書館総合目録ネットワーク」として当館の事業となっている公共図書館の総合目録の構築や、さまざまな資料の実験的な電子化が行われ、電子図書館の可能性が検証されていったと言えます。

1998 年には「国立国会図書館電子図書館構想」を策定し、当館が実現すべき電子図書館のあり方を明確化しました。構想においては、電子図書館を「図書館が通信ネットワークを介して行う一次情報（資料そのもの）及び二次情報（資料に関する情報）の電子的な提

供とその基盤」と定義し、電子図書館の「蔵書」としてのコンテンツの構築方針等を示しています。

業務組織としては、1999 年 4 月に、総務部企画課に電子図書館推進室が設置され、電子図書館の事業計画の策定と資料電子化の推進を所管する機構が整備されました。1999 年度においては、電子図書館推進室は、電子図書館構想を実現するための計画を具体化する「電子図書館サービス実施基本計画」を策定するとともに、国立国会図書館ホームページの改訂を行い、今年 2000 年 3 月に、大幅にコンテンツを充実させた改訂版ホームページを公開しました。ホームページには、電子図書館と名づけたメニューを設け、これまでの電子図書館への取り組みの成果を公開しています。ここでは、その中で代表的なものを紹介いたします。

① 貴重書画像データベース

まず、当館の古典籍課が所蔵する江戸時代の和漢書及び錦絵を電子化した画像を収録した「貴重書画像データベース」は電子図書館の一つの典型と言えます。当館は 4 万点もの和古書を所蔵していますが、その中でも、今回は彩色された絵画が主体の本草書、絵本、絵巻物等 103 点、錦絵 357 点、計 460 点を選択し、フィルム撮影の上、電子化しました。画像数は全部で約 23,000 コマです。資料の検索は、書名中のキーワードと著者名から可能で、サムネイル画像と拡大画像を表示できます。今年度は、すでに電子化してある約 2,000 コマの画像を変換してデータベースに追加したいと考えています。

② Web-OPAC

また、同時に当館のオンライン蔵書目録である Web-OPAC も公開しました。Web-OPAC には、国立国会図書館が開館した 1948 年以降受入れた和図書約 200 万件、1986 年以降受入れた洋図書約 20 万件の書誌情報が収録され、今まで冊子目録や CD-ROM で利用されていた当館蔵書の書誌情報が、インターネット上で検索できるようになりました。

③ 国会会議録データベース

1996 年から調査及び立法考査局で構築してきた国会会議録データベースも、同じく電子図書館のコンテンツの一つとして掲載しています。これは、衆議院、参議院の審議内容がフルテキストで入力されたもので、議員の氏名、発言した言葉、会期等から検索し、審議における発言の全文を表示できます。現在、ホームページにおいては 1993 年以降の会議録を公開しています。昨年度には、1947 年の第一回国会からの会議録の遡及入力が終了しました。調査及び立法考査局が、国会議員、国会職員等の執務用として編集しているホームページ「調査の窓」では、遡及分についても準備の整った部分から提供を行ってきましたが、近々一般にも遡及分を公開する予定です。

④ 国際子ども図書館の電子図書館

今年 5 月開館した国際子ども図書館においても、電子図書館機能を重視し、電子情報を蓄積して提供する「デジタル・アーカイブ」、子どもが本に親しめるように編集したマルチメディア・コンテンツを中心とする「デジタル・ミュージアム」等を計画しています。

現在、「デジタル・アーカイブ」としては児童書を多く所蔵する５機関の書誌情報を集めた「児童書総合目録」、また、「デジタル・ミュージアム」としては絵本を電子化した「絵本ギャラリー」を公開しています。

⑤ 電子展示会

特定のテーマや目的により、一次情報や二次情報をさまざまな手法によって編集し、インターネット上で公開するコンテンツを、当館の電子図書館においては、ヴァーチャルな展示会として位置づけ、「電子展示会」と呼んでいます。

電子展示会としては、1998 年に当館が開館 50 周年を記念して開催した「国立国会図書館所蔵貴重書展」の展示資料を電子化した「デジタル貴重書展」を公開していましたが、今年 8 月には、新たに「世界の中のニッポン」と名づけたデジタル・コレクションを公開しました。これは、「日本の風景記憶」「ウィーン万国博覧会」及び「憲政資料（日本近代政治史料）」の３つのテーマからなり、図書や新聞等の挿絵、錦絵、写真、また政治家の書簡など多様な資料を電子化し、書誌情報や解説を加えて編集したものです。

「世界の中のニッポン」は、国際協力事業である「世界図書館事業」（Bibliotheca Universalis）プロジェクトのために作成しました。「世界図書館事業」は、13 カ国の国立図書館が参加し、1999 年から実施しているプロジェクトです。当館は、その前身であるG7（先進 7 カ国蔵相・中央銀行総裁会議）の「電子図書館プロジェクト」にも参加してきました。「世界図書館事業」の目的は各国の図書館が「人々の交流」をテーマとする電子図書館コンテンツを作成し、相互の利用が可能なように技術的な分野でも標準化を図ることにあります。なお、今回のコンテンツ作成については、関西に本拠を置く新世代通信網実験協議会（BBCC）という団体の協力を得ました。

３ 今後の計画

以上、現在提供しているサービスについて紹介しました。当館の電子図書館サービスは、「国会会議録データベース」や「Web-OPAC」等、今までの業務で蓄積した情報資源に多くを負っています。これは重要なことではありますが、電子図書館としては、ようやく出発点に立ったばかりだと言わざるを得ません。今年度は、さらに本格的な実施を進めるため、2000 年 3 月に策定した「電子図書館サービス実施基本計画」に基づき、2002 年の関西館の開館時を目標とする具体的な電子図書館構築の準備作業に入っています。そのため、電子図書館推進室の要員は、今年 7 月には昨年度の 3 名から 6 名に増員されました。

① 明治期刊行図書の電子化

＜計画の概要＞

まずは、所蔵資料の電子化の計画について紹介します。中国国家図書館はその分野では先進的であり、膨大な量の資料電子化が行われていると聞いております。今回、当館では、1868 年から 1912 年までの 45 年間に刊行された明治期刊行図書約 16 万 8 千冊を対象として電子化を進める計画でおります。

明治期の図書を対象として選択したのは、その文化財的な価値、利用者の需要、また著作権の観点を勘案した結果です。明治時代は、300 年近く続いた江戸幕府が倒れ、明治新政府が樹立され、西欧の制度や文化の取り入れなどを経て、日本が急速に近代化した時代と言えます。その時代の、社会、人文、自然科学、文学、芸術などあらゆる分野の図書を電子化し、インターネット上の電子図書館コンテンツとして提供してゆくことは、さまざまな分野における歴史研究の上においても、また、一般の方々が、興味を持つ主題について学ぶためにも有意義なことであると考え、貴重書に次いで電子化の対象とすることにいたしました。

電子化はすでに作成済みマイクロフィルムをスキャニングし、画像データとして入力することにより行います。また、書誌データベースから書誌データを取り込むとともに、新たに目次をテキストデータとして入力し検索の便にあてる予定です。通常のページめくりの機能だけでなく、目次を画像データとリンクすることにより、目次から該当する章を表示できる方法を開発したいと考えています。

計画を実行するため平成 13 年度から 3 年計画で予算要求をしていますが、今年度から著作権調査を一部開始するため、現在外部へ委託するための仕様書等を準備しています。また、電子化データの格納と検索システムの開発もこの 10 月から開始することになりました。提供を開始するのは 2002 年の予定です。

＜著作権処理＞

電子化の前提として、まずは著作権の処理を行う必要があります。著作権調査によって、個人の著作の場合は、著者の没後 50 年が経過し、著作権が消滅した図書、団体の著作の場合は公表後 50 年を経過し、著作権が消滅した図書を特定し、電子化を行うことになります。また、著作権者あるいは著作権継承者が判明した図書については、許諾を得て電子化を行うことになります。

しかし、調査しても著者の没年が不明で、著作権が消滅したかどうかが判明しない資料が、大量に発生することが予想されます。すでに、明治末年から 90 年近くが経過し、著作権が消滅している資料が大半であるとは思いますが、実際に当館が作成している著者名典拠録で没年等が判明し、電子化が可能とみなされる図書は約 30%です。今後各種の人名辞典等を調査することにより、判明するものを併せても、50%には至らないと予想されます。その場合は、現在のところ著作権法に従い、文化庁長官に電子化についての裁定を受け、供託金を収めて利用する方法しかありません。前述した国際子ども図書館の「絵本ギャラ

リー」のコンテンツとするため、1900 年代前半の児童雑誌約 370 冊を電子化した際には、約 1 万 6 千件の著作物が著作権処理の対象となり、そのうち 4,900 件について著作権が判明せず、文化庁長官裁定を受けました。明治期刊行図書についても同様の苦労が予想されますが、著作権法を遵守しながら、慎重に処理を進めていく考えです。

②　ネットワーク系情報資源に対する取り組み

もう一つの計画としては、インターネット上で提供されているネットワーク系情報資源を収集、保存し、国際標準であるダブリンコアに基づくメタデータを書誌情報として作成することを計画しています。

インターネットの情報は、他の媒体では提供されないものも多いですが、物理的な形態がなく永続性を持っていません。当館では、今年 4 月に国立国会図書館法を一部改正し、この 10 月から CD-ROM 等のパッケージ系電子出版物を納本の対象としました。ネットワーク系情報資源は、今回は納本制度の対象になりませんでしたが、有用なものについては選択的な収集を行う方針としました。図書館資料を蓄積し、文化財として保存していくという国立図書館としての当館の役割に照らして、ネットワーク系情報資源についても文化的な資源として永続的な利用を保障してゆかねばなりません。

しかし、インターネットで提供される情報資源は膨大であるため、「電子図書館サービス実施基本計画」では、当面、国の機関が作成する行政情報、学術情報等を収集及び保存の対象とし、種類としては、白書、調査報告書、統計書、審議会の答申、また紀要類等にあたるものをまずは収集及び保存の対象とすることにしています。そのため、今年から来年にかけて、対象機関への調査及び協議を進め、対象及び範囲を明確化していく予定です。

また、保存の対象としないものについても、メタデータを作成し、情報資源へのナビゲートを行うべく、まだ仮称ではありますが、「電子化情報総合目録」データベースを構築する計画です。そのため、ダブリンコアに基づいて当館で作成したメタデータの基準を公表し、ネットワーク系情報資源への取り組みを行っている図書館との連携とメタデータの相互利用を図ってゆきたいと考えています。

なお、明治期刊行図書と同じく、ネットワーク系情報資源の収集、保存、「電子化情報総合目録」の構築のためのシステム開発を 10 月から開始しています。2002 年からの稼動を目標とし、3 年計画で開発を進める計画です。

終わりに

報告いたしましたように、現在、当館は、資料の電子化及びネットワーク系情報資源への取り組みを中心とする電子図書館コンテンツの整備と共に、サービスを実現するための電子図書館システムの開発に着手しており、今後の電子図書館サービスを立ち上げるための、非常に重要な局面にあります。新たな業務であるため、乗り越えていかなければならない技術的、あるいは制度的な課題は多くあります。

しかし、電子図書館の充実は、単に一つの図書館のためだけでなく、インターネット全体の資源を豊かにすることにつながります。図書館の壁を越え、また、国境を越えて誰でも利用できる電子図書館を実現するため、それぞれの図書館が努力していく必要があります。国際的な観点においても、相互に電子コンテンツを利用できる環境を整えるため、さらなる情報交換と連携が重要です。これからも、中国と日本の電子図書館が発展するため、この交流を通じて協力関係を築いていければよいと考えます。